

1月教育委員会教育長報告

先月の定例教育委員会以降に開催された主な行事及び今後の教育委員会関係等の主な行事予定を下記のとおり記載し、教育長報告とさせていただきます。

記

1 報告

- 1 2月25日(水) 小・中学校終業式
- 1 2月26日(木) 第3回通学区域調整審議会
- 1月9日(木) 1月校長会
- 1月12日(日) 成人式
- 1月13日(月) 今治少年少女合唱団第64回定期演奏会
- 1月14日(火) 教務主任会
- 1月16日(木) 今治市合併20周年
- 1月18日(土) 今治市合併20周年記念式典
- 1月19日(日) 今治市PTA連合会研修大会
- 1月20日(月) 今治市婦人教育指導者研修会
- 1月25日(土) 第17回「小学生の税に関する作文」表彰式
- 1月27日(月) 1月定例教育委員会

2 予定

- 1月28日(火) 今治教育推進協議会と今治市PTA連合会との意見交換会
- 2月3日(月) 少年式
- 2月4日(火) 教頭会
- 2月6日(木) 劇団四季ミュージカル「ガンバの大冒険」公演
- 2月7日(金) 研修主任会
- 2月12日(金) 生徒指導主事会
- 2月16日(日) 菊間小学校創立150周年記念式典
- 2月19日(水) 学校給食運営審議会
- 2月20日(木) 今治市・上島町教育研究所合同研究発表会
- 2月27日(木) 第4回通学区域調整審議会
ふるさとキャリア教育発表大会
- 2月28日(金) 今治市児童生徒顕彰表彰式
- 3月3日(月) 2月定例教育委員会

第 1 回教育委員会議案第 1 号

令和 7 年度学校教育の重点方針について

標記の重点方針を別紙のとおり定める。

令和 7 年 1 月 27 日 提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

1 令和7年度重点方針

重点方針1 新たな時代（Society5.0）を切り拓き、国際社会で活躍する人材の育成に寄与する新しい学校教育の推進

重点方針2 誰一人取り残すことのない学びの実現

重点方針3 安全安心と学びを充実させる教育環境の整備

重点方針4 「i.i.imabari！」教育version（郷育^{きょういく}）の推進

重点方針5 人生100年時代を見据えた、生涯学び活躍できる環境の整備

重点方針1

新たな時代（Society5.0）を切り拓き、国際社会で活躍する人材の育成に寄与する新しい学校教育の推進

施策1： 「知・徳・体」のバランスがとれた育成を図る教育を推進し、自ら課題を発見し、解決するために必要な資質・能力を育みます。

- ◇ 未来の社会を生き抜く児童生徒の資質・能力を育成するために、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行います。
- ◇ 愛媛大学教育学部との共同研究を通して、授業改善に努めます。
- ◇ 各種調査等の活用を図り、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、学習指導の改善に努めます。
- ◇ ふるさとキャリア教育等において、体験活動や題解決的活動等の探究的な学習を充実させ、思考力・判断力・表現力を育成します。
- ◇ 児童生徒の発達段階を考慮しながら、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養います。
- ◇ 子どもの読書活動を支える「学校司書」の配置を充実させ、読書活動を推進します。
- ◇ 「児童生徒顕彰」、「がんばる子ども応援賞」等において、認め、励まし、伸ばします。
- ◇ 互いの良さを認め合ったり、達成感を味わったりできる体験活動を工夫・充実させ、児童生徒の自己肯定感や自己有用感の高揚を図ります。
- ◇ 様々な主体と連携を図りながら、運動に親しむ姿勢を育てるとともに、児童生徒の運動技能の向上に努めます。

施策2： 児童生徒の実態や授業のねらいに応じてアナログとデジタルの良さを効果的に組み合わせた授業の質の向上に努めます。

- ◇ 「一斉学習」、「個別学習」、「協働学習」それぞれの学習場面に応じてICT機器を活用するなど、学習指導の効果を高めるために創意工夫を図ります。
- ◇ 1人1台端末や電子黒板等を活用し、教室内の授業や他地域の学校との交流学習において、子ども同士による意見交換、発表などお互いを高め合う学習を行います。

施策3： 教職員一人ひとりのICT活用指導力の向上を目指した研修を充実し、ICT授業マイスターの育成に努めるとともに、ICT活用事例の提示や優良事例の横展開を図ります。

- ◇ 愛媛県ICT教育推進ガイドラインに示された**教職員のICT活用スキルチェック**を活用し、**教職員のICT活用指導力の向上**を図ります。
- ◇ 学力向上につながる**教職員のICT活用のスキルアップ**を目的にICT支援員を配置します。
- ◇ **1人1台端末を活用し、児童生徒の考えを引き出すシンキングツールの活用など**、考えを可視化、共有化することで**学習の理解**を深めます。

施策4： 情報や情報手段を主体的に選択し、活用していくための情報活用能力や情報倫理を身に付け、ICTを最大限に活用することで、新たな時代（Society5.0）を切り拓いていくことができる子どもたちの資質・能力の育成を目指します。

- ◇ 新たな時代（Society5.0）に必要となる資質・能力を育む授業づくりに努めます。
- ◇ 発達段階に応じて1人1台端末をはじめICTを効果的に活用した学習活動や**民間プログラミングスクールとの連携**により、プログラミング教育を促進します。
- ◇ 愛媛県ICT教育推進ガイドラインに示されたICT教育プログラム（Can-Do）を活用し、児童生徒の主体的なICT活用を促進します。
- ◇ **生成AIやSNS**等Web上で情報をやりとりする際の情報モラル等の基本的なルール・マナーを、発達段階に応じて計画的に指導します。

施策5： 異文化に触れ合う機会を拡充し、我が国や他の国・地域の伝統・文化について関心や理解を深めるとともに、グローバル化に適応できる英語等の語学力やコミュニケーション能力を育成していきます。

- ◇ イングリッシュキャンプ等、**児童生徒とALTや今治市内外の留学生**との関わりを通して、異文化への理解を**深め**、英語教育を推進します。
- ◇ ALTとの生きた英語に触れる機会を大切にした授業づくりを充実させるとともに、グローバルに活躍するための基礎となる英語力の向上を目指します。
- ◇ **英語検定補助等により、英語に対する学習意欲と英語力の向上の支援**をします。

重点方針2

誰一人取り残すことのない学びの実現

施策6： スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の、教育や心理・福祉の専門家を各中学校区に配置することで、一人ひとりの子どもに寄り添った支援の充実を図ります。

- ◇ 県の事業を活用し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、ハートなんでも相談員等を**配置**し、全小中学校で児童生徒や保護者が相談できる支援体制を整えます。
- ◇ 一人ひとりの**児童生徒**へのきめ細かな指導を充実させるため、**幼・小・中学校の教職員**間で積極的に情報交換・情報共有を行い、**幼小中連携**を図ります。
- ◇ 性的指向・性自認に配慮を必要とする児童生徒に対して、きめ細かな対応に努めます。
- ◇ 協働的な生徒指導体制の下、**児童生徒の悩み等**の早期対応に努めます。

施策7： 特別支援教育コーディネーター等を中心に、教育相談や校内支援体制を構築するとともに、学習アシスタントや、生活支援員等の配置を充実させることにより、一人ひとりの発達特性を把握し、子どもや家庭のニーズに応じた、きめ細かな支援の充実を図ります。

- ◇ 授業のユニバーサルデザイン化を図り、全ての**児童生徒**が分かる授業に努めます。

- ◇ 多様な子どもたちが共に学び合う、インクルーシブ教育システムの構築を目指します。
- ◇ 学校生活支援員等の配置を充実させ、障がいのある児童生徒が安心して学べる体制を計画的に整えていきます。
- ◇ 通級指導教室において、巡回指導を行うことにより、特別な教育的ニーズのある全ての児童生徒が、適切な指導を受けられる体制整備に努めます。

〔令和6年度特別支援学級配置状況〕 R6.3.22現在

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	合計	
	吹揚小	別宮小	常盤小	近見小	立花小	桜井小	鳥生小	富田小	清水小	日高小	乃万小	波止浜小	国分小	朝倉小	鴨部小	九和小	波方小	大西小	亀岡小	菊間小	吉海小	宮窪小	伯方小	上浦小	大三島小	岡村小		
自閉症・情緒障がい	2	2	3	1	2	2	3	2	2	2	3	3	2	2	1	2	2	3	1	1	1	1	2	1			46	
病弱虚弱					1				1																			2
難聴								1		1							1											3
知的障がい	1	1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1			1	1	1		1		24	
肢体不自由						1	1				1																	3
弱視			1																									1
計	3	3	5	2	5	4	6	4	4	5	4	4	3	3	1	3	4	4	1	2	2	2	3	1	1	0	79	
通級	1				1																							2

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	合計
	日吉中	近見中	立花中	桜井中	南中	西中	北郷中	朝倉中	玉川中	大西中	菊間中	大島中	伯方中	大三島中	関前中	
自閉症・情緒障がい	3	1	3	2	1	2	1	1	1	1	1	1				18
病弱虚弱									1							1
難聴						1										1
知的障がい	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1		13
肢体不自由	1															1
弱視																0
計	5	2	4	3	2	4	2	1	3	2	2	2	1	1	0	34
通級			1													1

小中学校合計数	学級数		総計
	小学校	中学校	
自閉症・情緒障がい	46	18	64
病弱虚弱	2	1	3
難聴	3	1	4
知的障がい	24	13	37
肢体不自由	3	1	4
弱視	1	0	1
計	79	34	113
通級	2	1	3

〔令和6年度特別支援学級 在籍児童生徒数見込み〕 R6.3.22現在

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	合計	
	吹揚小	別宮小	常盤小	近見小	立花小	桜井小	鳥生小	富田小	清水小	日高小	乃万小	波止浜小	国分小	朝倉小	鴨部小	九和小	波方小	大西小	亀岡小	菊間小	吉海小	宮窪小	伯方小	上浦小	大三島小	岡村小		
自閉症・情緒障がい	12	11	17	3	15	12	19	12	13	13	19	17	10	11	6	11	15	23	1	5	1	2	9	1			258	
病弱虚弱					2				1																			3
難聴								1		1							1											3
知的障がい	2	5	3	5	9	3	13	5	7	5	4	8	1	5		2	8	2			3	3	1	2		2	98	
肢体不自由						1	1				2																	4
弱視			1																									1
計	14	16	21	8	26	16	33	18	21	21	23	25	11	16	6	13	24	25	1	8	4	3	11	1	2	0	367	
通級	16			1	10		1	2	1	2	3		1	2		2		1	1	2	1	1					47	

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	合計
	日吉中	近見中	立花中	桜井中	南中	西中	北郷中	朝倉中	玉川中	大西中	菊間中	大島中	伯方中	大三島中	関前中	
自閉症・情緒障がい	17	5	17	9	4	15	5	6	6	6	1	2				93
病弱虚弱									1							1
難聴						1										1
知的障がい	3	3	6	4	1	2	2		1	4	2	1	1	2		32
肢体不自由	2															2
弱視																0
計	22	8	23	13	5	18	7	6	8	10	3	3	1	2		129
通級	2		8			1										11

小中学校合計数	児童生徒数		総計
	小学校	中学校	
自閉症・情緒障がい	258	93	351
病弱虚弱	3	1	4
難聴	3	1	4
知的障がい	98	32	130
肢体不自由	4	2	6
弱視	1	0	1
計	367	129	496
通級	47	11	58

施策8： 不登校児童生徒に対して、学校復帰や社会的自立に向けて、福祉・医療諸機関と連携しながら、教育相談や適応指導を行うとともに、ICTを活用した学びの保障の新たなスタイルを構築していきます。

- ◇ 不登校等の対応については、学校復帰や社会的自立に向けて、**こすもすの家**、今治市発達支

援センター、フリースクール等との連携を密にするとともに、補助金、居場所づくり等、支援体制の整備に努めます。

- ◇ 教育相談の充実を図るとともに、ICTを活用した学びの保障と新たなスタイルの構築を目指します。
- ◇ 愛と心をつなぐ不登校対策事業におけるサポートルームでの支援の充実を目指して、精神医療面への専門知識や経験を有する事業所と連携して、不登校対策支援員の能力を向上させ、登校児童生徒に対する支援を推進します。

重点方針3 安全安心と学びを充実させる教育環境の整備

施策9：教育現場のICT化や、老朽化の進んだ校舎・屋内運動場等の改修、トイレ洋式化等、安全安心と学びを充実させる教育環境（ハード面）の整備を推進します。

- ◇ 老朽化した校舎の改修、施設のバリアフリー化、空調設備の整備、照明のLED化、トイレの洋式化を進め、更なる教育環境の整備・充実を図ります。

施策10：新しい生活様式の習慣化を図るとともに、新しい生活様式に対応した学校的环境整備を進めていきます。

- ◇ 「新しい生活様式」を踏まえ、保健管理体制や衛生環境の整備、新しい時代の教室環境に応じた指導體制、必要な施設・設備等の整備や支援を充実させます。

施策11：外部人材の参画や、統合型校務支援システム及び学習支援システム等を積極的に活用することにより、学校における働き方改革を着実に実施し、教職員の負担軽減を図ります。

- ◇ 教員の事務業務を補助するスクール・サポート・スタッフや補助員を充実させるとともに、学校支援ボランティア等、地域人材の活用積極的に取り組みます。
- ◇ ICT機器、システムを充実させ、教育業務の効率化を図ります。

施策12：教職員に対する各種研修の充実を図り、一人ひとりの専門知識・能力や倫理観の向上を目指します。

- ◇ 児童生徒の喜びが学校の喜びとなり、その喜びを教職員が共有できるような学校組織づくりと、教職員の資質・能力の向上に向けた各種研修の充実を図ります。
- ◇ 学校経営アドバイザーや指導主事が適宜訪問し、学校組織づくりと、若年教職員の資質・能力の向上に努めます。
- ◇ 各種研修において、ワーク・ライフ・バランスや健康管理に係る意識の高揚を図る内容を盛り込み、仕事優先の職場意識の改革を促します。

施策13：少子化が進行する中、今後の学校の在り方について、子どもたちのより良い学びの環境づくりの視点から検討していきます。また、多様な人間関係や経験を広げるなど、広い視野に立った教育活動を実施するため、小中一貫教育を視野に入れながら、保幼・小・中・高・大の校種間の連携を図ります。

- ◇ 異校種（保幼・小・中・高・大）間の連携を密にし、教育内容や児童生徒の共通理解を図り、学びの輪をつなぎ広げます。
- ◇ それぞれの学校種の良さを生かした小・中学校の授業交流を継続的に実施し、小中連携を図

ります。

- ◇ 「小中学生会議」を開催し、**児童生徒**が自分たちの問題として捉え、**解決する意識**を高めます。
- ◇ いじめ防止等の対策について、「学校いじめ防止基本方針」を基に、継続的・計画的に取り組めます。教師の日常の観察やアンケート調査、教育相談等を通して、早期発見に努めます。

施策14： 子どもたちが自らの命を守り、安全に行動する態度を育成するため、防災、交通安全、感染症対策等に関する教育を推進していきます。

- ◇ 児童生徒に、危機の予測・回避能力や、自助・共助の力を身に付けさせるための安全・防災教育、交通安全等に関する教育の充実に努めます。
- ◇ 関係機関との連携の下、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する指導を推進します。
- ◇ 日常的な衛生意識を高め、感染症対策等に関する教育の充実に努めます。

施策15： 安全安心な地域の拠点施設及び避難場所等として、公民館等の教育施設の適切な維持・管理に努めるとともに、地域の関係機関と連携した、通学路の安全点検や見守り活動等、子どもたちの安全を確保するための取組を推進していきます。

- ◇ 交通、災害等に関する情報を記載した通学路マップや防災マップの公開を進めるとともに、コミュニティ・スクールを活用するなど、地域ぐるみで児童生徒の安全・防災対策を講じます。
- ◇ PTAや**地域**見守り隊と協力し、ネットワークを生かして児童生徒の安全確保に努めます。
- ◇ 問題行動や虐待等には、警察や児童相談所、ネウボラ政策課等との連携を密にして適切に対応します。

重点方針 4

「i.i.imabari！」教育 version (郷育^{きょういく}) の推進

施策16： 地元産の農林水産物を活用し、「日本一おいしい給食」を提供することで、子どもたちの食に対する関心や理解を高めるとともに、子どもたちの今治愛の育成に繋がります。

- ◇ 栄養教諭、養護教諭などを中心に、正しい食生活の啓発に努めます。
- ◇ 今治の良さを生かした地産地消の給食を行い、「日本一おいしい給食」を提供することで、子どもたちの食に対する関心を高め、健やかな心と体を育てます。
- ◇ 小児生活習慣病に関する個別指導や集団指導を通して、食生活の改善に努めます。

施策17： 産学官の連携を図りながら、一貫した今治モデル「ふるさとキャリア教育」の充実に努めます。その中で地域で支え育てた子どもに地域の産業を知ってもらい、地域の雇用につながるよう、産業教育を推進していきます。

- ◇ 小学校ではふるさと今治に誇りと愛着を持ちながら、課題解決能力と進路選択ができる能力の育成に努めます。
- ◇ 中学校では職業・勤労に関する体験（えひめジョブチャレンジU-15、今治ジョブチャレ・キャリアサポート・プログラム）等を通して、自己の生き方や進路を主体的に選択する能力の育成に努めます。
- ◇ 次世代を担い未来を創る今治っ子が、将来に夢や希望を抱き、今治市に戻って働きたい、ずっと暮らしたいと思えるキャリア教育の推進と郷土愛を醸成する「郷育（きょういく）」に取り組みます。

施策18 : コミュニティ・スクールの充実・発展を図り、保護者及び地域住民の学校運営への参画及び連携強化を進めることにより、一体となって学校教育の質の向上や地域の活性化、児童生徒の健全育成に取り組みます。

- ◇ 社会と連携・協働し、創意工夫しながら社会に開かれた教育課程の編成に努めます。
- ◇ ホームページ、学校だよりなどを通して、積極的に学校の様子を発信します。
- ◇ 学校支援ボランティアや大学生ボランティア等の協力を得て、地域ぐるみで児童生徒を育てる風土を醸成し、持続可能な学校指導体制を整備します。

施策19 : 見て、触れて、身近に体感できる本物の今治の自然・歴史・文化を教材にすることで、多くの市民が郷土愛を感じ、地域への誇りが持てるよう、ふるさと教育の充実に取り組みます。

- ◇ 小学6年生を対象に、ふるさとキャリア教育のカリキュラムで学んだ今治の魅力ある場所や地域、また、SDGs 実現に取り組む地元企業を巡り、今治を体感・体験する「今治ふるさと魅力体験（SDGs 体験）プログラム」を実施し、地域の良さを学びます。

重点方針5

人生100年時代を見据えた、生涯学び活躍できる環境の整備

施策20 : 文化芸術活動・スポーツ活動を通して、異世代間の交流を深め、様々な目的やレベルに応じて多様な活動を楽しめる環境の整備に取り組みます。

- ◇ 今治市が誇る文化・芸術・スポーツ・歴史遺産・自然環境等の多種多様な地域資源や各分野で今治を支える魅力ある人々、企業等の地域の力を生かした教育プログラムを、ふるさとキャリア教育で実施します。

施策21 : 公民館及び図書館や文化施設などの運営管理について検討し、利用率の向上、発信力の強化、採算性の向上で、市民に親しまれる施設に再生します。

- ◇ コミュニティ・スクールの導入による地域とともにある学校づくりを通して、地域ネットワークを形成し、地域と学校との連携を強化し、活性化につなげます。

施策22 : 関係機関と連携を図り、生涯学習や人権教育を充実させるとともに、世代を超えてみんながつながり、活躍できる地域の基盤づくりに取り組みます。

- ◇ 人のために働くすばらしさを認め、励まし、伸ばします。
- ◇ あらゆる差別の解消を目指し、互いに尊重し合う仲間づくりを推進します。
- ◇ 毎月11日を「人権の日」と定め、人権意識の高揚を図ります。
- ◇ 全教育活動を通して、自他の生命と人権を大切にする教育を進めます。
- ◇ ボランティア活動を充実させ、主体的に社会に貢献する子どもを育成します。
- ◇ 高齢者や障がいのある人たちとの触れ合い・交流を通して、児童生徒の社会性を育みます。

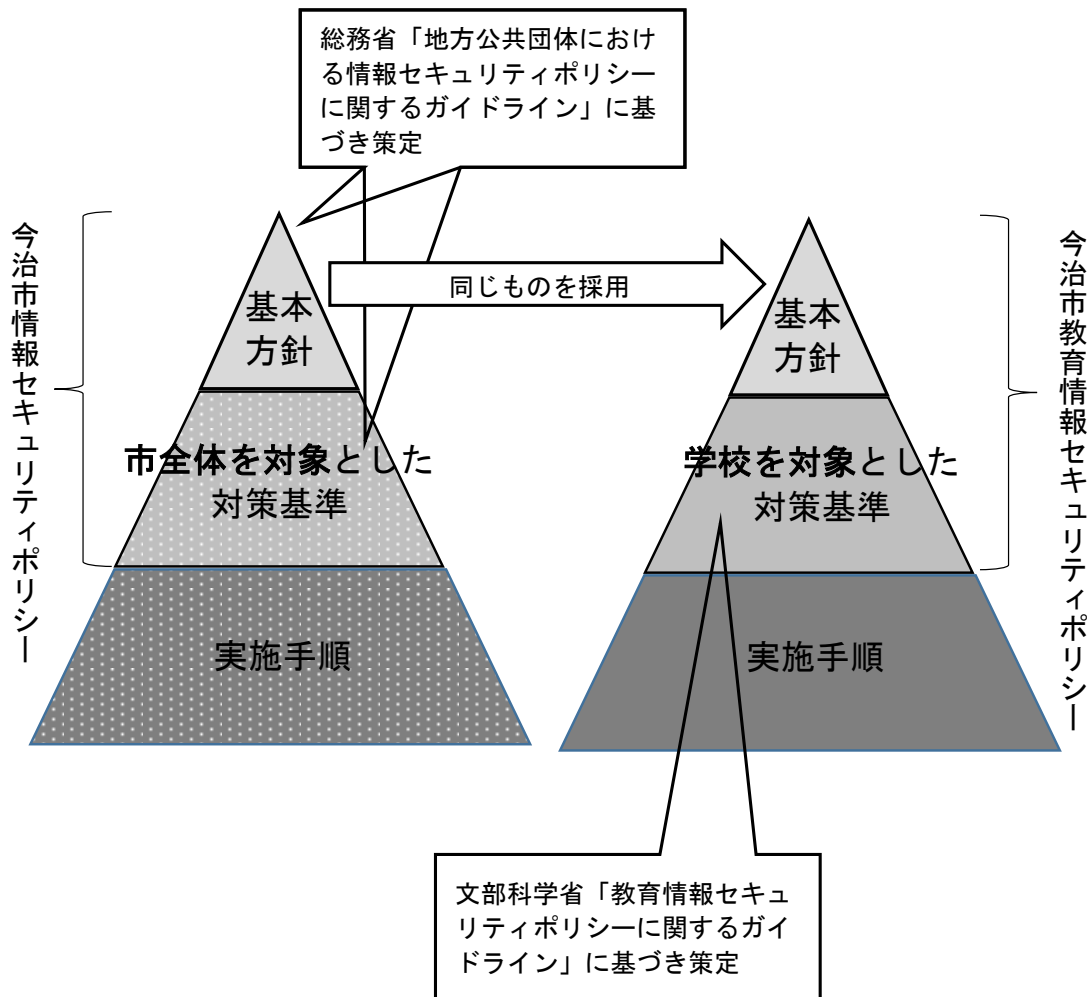
施策23 : スポーツを「する」「みる」「ささえる」機会の充実を図り、みんながスポーツの価値を享受し生活の一部とすることで、ライフステージに応じて、楽しく健康で生き生きとしたスポーツ活動ができる環境の整備に取り組みます。

- ◇ 部活動や課外活動を通して、たくましく心を育て、体力・競技力の向上を図ります。
- ◇ 部活動の地域展開を推進し、スポーツ活動に親しむことのできる環境を整備します。

今治市教育情報セキュリティポリシーの改訂について

1 体系（従前のまま）

- 基本方針は「今治市情報セキュリティポリシー」のものをそのまま適用
- 今治市全体を対象とした「今治市情報セキュリティポリシー」に対し、市が設置する小中学校を対象とするもの（学校に関する詳細を規定）。
- 文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（平成29年10月）の直近改訂令和6年1月に則り改訂



地方公共団体における教育情報セキュリティポリシーに関する体系図

2 改訂のポイント

○パブリッククラウド活用をより明確にする記述

- ・教職員の働き方改革のため、どこからでも校務系・学習系システムに接続可能な環境の整備が必要
- ・そのためにパブリッククラウドへの移行が必要
- ・教育委員会及び学校に必要とされるセキュリティ対策は高度化

⇒今後の教育情報システムのあるべき姿は、「校務系ネットワークと学習系ネットワークの統合」と「パブリッククラウド環境を前提とした次世代の校務DX」

⇒そのために、これまでの境界防御型セキュリティに代わり、「強固なアクセス制御による対策」を前提とする考え方へシフト

今治市の現在：校務系をインターネットから分離。

今年度一部クラウド移行（ストレージ部分）

○関係法令・指針の改訂・改正に伴う対応

- ・地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン改訂（令和5年3月）
- ・政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群改訂（令和6年7月）
- ・個人情報保護法令和3年改正規定の全面施行（令和5年4月）

以上

今治市情報セキュリティポリシー

今治市

平成17年1月16日策定

平成19年10月12日改訂

平成29年3月1日改訂

令和4年6月17日改訂

<目次>

第1章 今治市情報セキュリティポリシーの構成.....	2
第2章 情報セキュリティ基本方針.....	3
2.1. 目的.....	3
2.2. 定義.....	3
2.3. 対象とする脅威.....	4
2.4. 適用範囲.....	4
2.5. 職員等の遵守義務.....	4
2.6. 情報セキュリティ対策.....	5
2.7. 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施.....	6
2.8. 情報セキュリティポリシーの見直し.....	6
2.9. 情報セキュリティ対策基準の策定.....	6
2.10. 情報セキュリティ実施手順の策定.....	6

第1章 今治市情報セキュリティポリシーの構成

今治市情報セキュリティポリシーとは、今治市が所掌する情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたものである。情報セキュリティポリシーは、今治市が所掌する情報資産に関する業務に携わる全職員、非常勤、臨時職員（以下、「職員等」という。）及び外部委託事業者に対して浸透、普及、定着させるものであり、安定的な規範であることが要請される。しかしながら一方では、情報セキュリティ対策は情報処理の技術や通信技術等の進展に伴う急速な状況の変化に柔軟に対応することも必要である。

このようなことから、今治市情報セキュリティポリシーは、一定の普遍性を備えた部分としての「情報セキュリティ基本方針」及び情報資産を取り巻く状況の変化に対応する部分としての「情報セキュリティ対策基準」の2階層から成るものとして策定することとした。また、本情報セキュリティポリシーに基づき、情報システム毎の具体的な情報セキュリティ対策の実施手順（運用マニュアル）として、「情報セキュリティ実施手順」の策定についても、今後検討を進めることとしたい（下表参照）。

情報セキュリティポリシーの構成

文書名		内容
情報セキュリティポリシー	情報セキュリティ基本方針	情報セキュリティ対策に係る統一かつ基本的な方針
	情報セキュリティ対策基準	情報セキュリティ基本方針を実行に移すための全ての情報資産に共通の情報セキュリティ対策の基準
情報セキュリティ実施手順		ネットワーク及び情報システム毎に定める情報セキュリティ対策基準に基づいた具体的な実施手順。

第2章 情報セキュリティ基本方針

2.1. 目的

本基本方針は、今治市（以下「本市」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本市が実施する情報セキュリティ対策に関する基本的な事項を定めることにより、市民の財産、プライバシー等を守るとともに、情報システムを活用した住民サービスの向上と行政事務の効率化を図ることを目的とする。

2.2. 定義

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(4) 情報セキュリティポリシー

本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。ただし、教育委員会においては、本基本方針及び独自に定めた教育情報セキュリティ対策基準をもって教育情報セキュリティポリシーという。

(5) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(7) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(8) マイナンバー利用事務系（個人番号利用事務系）

個人番号利用事務（社会保障、地方税若しくは防災に関する事務）又は戸籍事務等に関わる情報システム及びデータをいう。

(9) LGWAN 接続系

LGWAN に接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう（マイナンバー利用事務系を除く。）。

(10) インターネット接続系

インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

(1 1) 通信経路の分割

LGWAN 接続系とインターネット接続系の両環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。

(1 2) 無害化通信

インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無い等、安全が確保された通信をいう。

2.3. 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

2.4. 適用範囲

(1) 実施機関の範囲

本基本方針が適用される実施機関は、市長（水道事業管理者の職務を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会とする。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ① ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- ② ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- ③ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

2.5. 職員等の遵守義務

職員及び会計年度任用職員等（以下「職員等」という。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たっては情報セキュリティポリシー及び

情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

2.6. 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

本市の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する全庁的な組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

本市の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を行う。

(3) 情報システム全体の強靱性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、次の三段階の対策を講じる。

①マイナンバー利用事務系においては、原則として、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。

②LGWAN 接続系においては、LGWAN と接続する業務用システムと、インターネット接続系の情報システムとの通信経路を分割する。なお、両システム間で通信する場合には、無害化通信を実施する。

③インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。高度な情報セキュリティ対策として、県及び市町のインターネットとの通信を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドの導入等を実施する。

(4) 物理的セキュリティ

サーバ等、情報システム室等、通信回線等及び職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

(5) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(6) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(7) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(8) 外部サービスの利用

外部委託する場合には、外部委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

約款による外部サービスを利用する場合には、利用にかかる規定を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

2.7. 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

2.8. 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、情報セキュリティポリシーを見直す。

2.9. 情報セキュリティ対策基準の策定

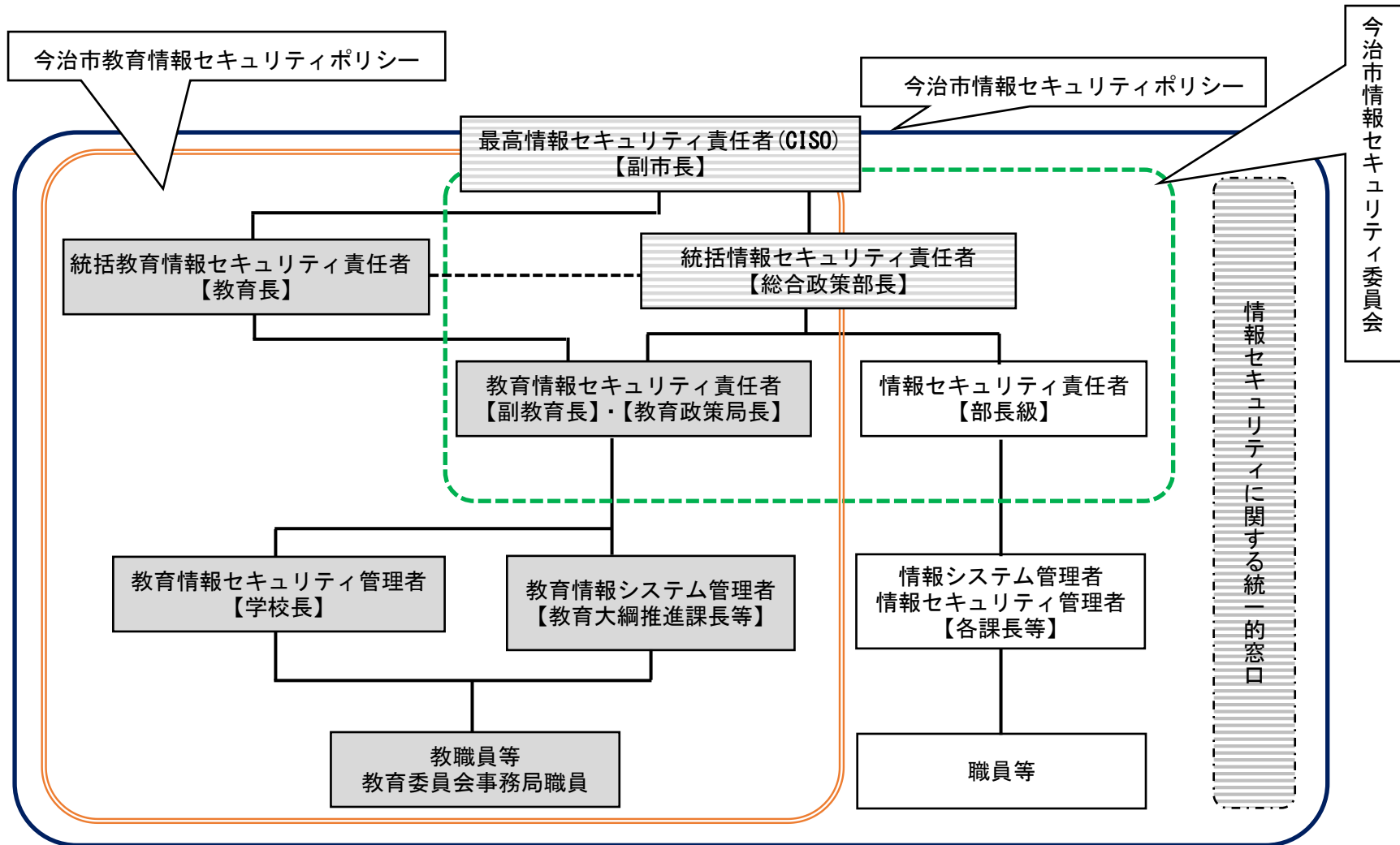
上記2.6、2.7及び2.8に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

2.10. 情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本市の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

「今治市情報セキュリティポリシー」及び
「今治市が設置する学校における教育情報セキュリティポリシー対策基準」における組織体制図



今治市教育情報セキュリティポリシーの組織体制について

役職名	充てる職名	権限及び責任	今回改訂の該当
最高情報セキュリティ責任者 (CISO)	副市長	・全ての教育ネットワーク、教育情報システム等の情報資産の管理及び情報セキュリティ対策に関する最終決定権限及び責任	
統括教育情報セキュリティ責任者	教育長	・CISOの補佐 ・全ての教育ネットワークにおける開発、設定の変更、運用、見直し等を行う権限及び責任 ・全ての教育ネットワークにおける情報セキュリティ対策に関する権限及び責任 ・下位職への指導助言 ・セキュリティ侵害時の措置実行 ・情報セキュリティ実施手順の維持・管理 ・緊急連絡網を整備	
教育情報セキュリティ責任者	副教育長及び 教育政策局長	・教育情報セキュリティ対策に関する総括的な権限及び責任 ・教育情報システムにおける開発、設定の変更、運用、見直し等を行う総括的な権限及び責任 ・緊急連絡体制の整備 ・ポリシー遵守に関する意見集約 ・教職員等に対する教育・訓練及び指示	機構改革に伴い 局長を加えた
教育情報セキュリティ管理者	校長	・当該学校の情報セキュリティ対策に関する権限及び責任 ・学校における情報セキュリティ侵害の発生時に報告対応	
教育情報システム管理者	教育情報システム担当課長 (教育大綱推進課長、学校教育課長、学校給食課長)	・教育情報システムにおける開発、設定の変更、運用、見直し等を行う権限及び責任 ・同システムの情報セキュリティに関する権限及び責任 ・同システムの情報セキュリティ実施手順の維持・管理	
教育情報システム担当者	各情報システム担当課職員	・教育情報システムの開発、設定の変更、運用、更新等の作業	
情報セキュリティに関する統一的な窓口、 統括情報セキュリティ責任者 及び 情報セキュリティ委員会	未来デジタル課職員、総合政策部長及び今治市情報セキュリティ委員会	・今治市情報セキュリティポリシーの定めるところによる。	
教職員等	臨時的任用教職員、非常勤講師を含めた教職員全員	・教育情報セキュリティポリシーの遵守	追加
教育委員会事務局職員	学校が所管する情報にアクセスできる事務局職員	・教育情報セキュリティポリシーの遵守	追加

資料 3

第 1 回教育委員会議案第 3 号

今治市公民館運営審議会委員の委嘱について

標記のことについて、社会教育法第 30 条第 1 項の規定により別紙の者に委嘱する。

令和 7 年 1 月 27 日提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

「理 由」
任期満了による

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市今治公民館

候補者	氏名	区分	備考
	森田 啓二	学校教育の関係者	吹揚小学校教諭
	門岡 達也	学校教育の関係者	日吉中学校校長
	堅石 拓	家庭教育の向上に資する活動を行う者	今治地区民生児童委員協議会長
	越智 孝志	学識経験のある者	今治地区団体連絡協議会理事
	高橋 千恵	社会教育の関係者	今治地区婦人会副会長
	村上 芳美	学識経験のある者	更生保護女性会今治地区支部長
	古川 佳代	家庭教育の向上に資する活動を行う者	今治地区民生児童委員協議会主任児童委員
	中山 麗子	社会教育の関係者	今治地区婦人会長
	福本 琢美	学識経験のある者	今治地区自治会長
	中川 豊和	学識経験のある者	元日吉中学校PTA代表
	田中 嘉男	学識経験のある者	今治地区団体連絡協議会元理事
	吉田 佳代	学識経験のある者	吹揚小学校第1児童クラブ支援員
任期	令和7年2月24日 ～ 令和9年2月23日		

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市近見公民館

候補者	氏名	区分	備考
	小澤 裕之	学校教育の関係者	今治市立近見小学校長
	藤原 信吾	学校教育の関係者	今治市立近見中学校長
	本郷 康子	社会教育の関係者	今治市立近見小学校PTA本部役員
	近藤 陽子	社会教育の関係者	今治市立近見中学校PTA本部役員
	浅川 文雄	学識経験のある者	近見地区連合自治会長
	壺内 千津子	社会教育の関係者	近見地区婦人会長
	山田 美紀子	社会教育の関係者	大浜地区婦人会長
	矢野 丈一	学識経験のある者	交通安全協会近見副支部長
	越智 イサエ	家庭教育の向上に資する活動を行う者	近見地区民生児童委員協議副会長
	青野 光治	学識経験のある者	近見地区各種団体連絡協議会幹事長
	村上 須磨子	学識経験のある者	近見地区老人クラブ会長
	岡田 泰司	学識経験のある者	近見地区連合自治会防災部会長
任期	令和 7年 2月 24日 ~ 令和 9年 2月 23日		

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市桜井公民館

候補者	氏名	区分	備考
	野間 宏美	学校教育の関係者	桜井小学校長
	佐藤 寿一	学校教育の関係者	桜井中学校長
	山田 里沙	社会教育の関係者	桜井小学校PTA代表
	眞辺 理恵	社会教育の関係者	桜井中学校PTA代表
	村上 正子	社会教育の関係者	桜井校区婦人会長
	佐々木 哲広	学識経験のある者	桜井地区自治会長
	藤田 裕樹	学識経験のある者	チーム桜井代表
	石丸 等	家庭教育の向上に資する活動を行う者	桜井地区民生児童委員協議会長
	広川 サツキ	学識経験のある者	学識経験者
	越智 里栄子	学識経験のある者	学識経験者
	眞鍋 力子	学識経験のある者	学識経験者
任期	令和7年2月24日 ～ 令和9年2月23日		

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市国分公民館

候補者	氏名	区分	備考
	馬越 敏	学校教育の関係者	国分小学校長
	佐藤 寿一	学校教育の関係者	桜井中学校長
	小田 栄光	社会教育の関係者	桜井中学校PTA健全育成部長
	林 静香	社会教育の関係者	国分小学校PTA国分公民館担当
	飯野 俊廣	学識経験のある者	国分地区自治会長
	本宮 幸美	学識経験のある者	国分地区自治会婦人部長
	正岡 誠一	社会教育の関係者	今治市青少年補導委員会国分支部長
	越智 蒙美	家庭教育の向上に資する活動を行う者	国分地区民生児童委員会長
	本多 正雄	社会教育の関係者	国分軽スポーツクラブ会長
	梶本 芳美	家庭教育の向上に資する活動を行う者	国分地区主任児童委員
	村上 光昭	学識経験のある者	国分地区団体連絡協議会会計
	檜垣 節子	学識経験のある者	国分地区自治会婦人部部員
任期	令和 7年 2月 24日 ～ 令和 9年 2月 23日		

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市乃万公民館

候補者	氏名	区分	備考
	白石 裕太	学校教育の関係者	西中学校長
	村上 才一	学校教育の関係者	乃万小学校長
	藤原 裕美	社会教育の関係者	乃万小学校PTA副会長
	清水 敏	家庭教育の向上に資する活動を行う者	乃万地区民生児童委員協議会会長
	眞部 賢二	学識経験のある者	乃万地区自治会長
	村上 健二	学識経験のある者	乃万地区自治会副会長
	藤本 一樹	学識経験のある者	乃万地区自治会副会長
	山口 早苗	家庭教育の向上に資する活動を行う者	乃万地区民生児童委員協議会主任児童委員
	芝田 悦子	家庭教育の向上に資する活動を行う者	乃万地区民生児童委員協議会主任児童委員
	阿部 美保子	学識経験のある者	乃万地区自治会婦人部長
	徳永 純子	学識経験のある者	乃万公民館登録団体代表尾
任期	令和7年2月24日 ～ 令和9年2月23日		

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市波止浜公民館

候補者	氏名	区分	備考
	宇高 淑文	学校教育の関係者	波止浜小学校長
	木村 誠	社会教育の関係者	波止浜小学校PTA会長
	檜垣 幸子	社会教育の関係者	波止浜小学校PTA教養研修部長
	山口 知奈	社会教育の関係者	北郷中学校PTA役員
	白石 勝好	学識経験のある者	波止浜校区各種団体連絡協議会長
	野田 敏子	社会教育の関係者	波止浜地区婦人会副会長
	三宅 昇	学識経験のある者	波止浜校区自治会副会長
	佐々木 真孝	社会教育の関係者	波止浜公民館登録団体
	片上 勝允	学識経験のある者	波止浜校区老人クラブ会長
	木村 優子	社会教育の関係者	波止浜地区スポーツ振興会理事
	三宅 育子	家庭教育の向上に資する活動を行う者	波止浜地区主任児童委員
	谷川 賢二	家庭教育の向上に資する活動を行う者	波止浜地区民生児童委員協議会副会長
任期	令和 7年2月24日 ~ 令和9年2月23日		

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市朝倉公民館

候補者	氏名	区分	備考
	高橋 誠	学校教育の関係者	朝倉中学校(朝倉二校学校代表)
	萬上 一也	社会教育の関係者	朝倉小学校PTA会長
	岡本 洋子	社会教育の関係者	朝倉中学校PTA代表
	藤倉 治	学識経験のある者	朝倉地区自治会長
	矢野 重久	学識経験のある者	朝倉銀嶺クラブ会長 (今治市老人クラブ連 合会朝倉支部連合会長)
	岩崎 潤一	社会教育の関係者	今治市文化協会朝倉支部副支部長
	越智 美佐	社会教育の関係者	今治市スポーツ協会朝倉支部理事
	畑岡 優子	学識経験のある者	今治市社会福祉協議会朝倉支部長
	赤尾 みすか	家庭教育の向上に資する活動を行う者	朝倉地区主任児童委員
	岡 章子	学識経験のある者	朝倉保育園長
	渡邊 二孝	学識経験のある者	朝倉地域活性化推進協議会副会長
	越智 ゆかり	社会教育の関係者	朝倉公民館登録団体連絡協議会長
任期	令和7年2月24日 ~ 令和9年2月23日		

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市玉川公民館

候補者	氏名	区分	備考
	西坂 淳	学校教育の関係者	鴨部小学校 校長
	木村 勇二	学校教育の関係者	九和小学校 校長
	森谷 端	学校教育の関係者	玉川中学校 校長
	中西 健一郎	社会教育の関係者	玉川町小中学校PTA連合会 会長
	越智 吉朗	社会教育の関係者	今治市スポーツ協会玉川支部 支部長
	山本 志津香	社会教育の関係者	今治市スポーツ推進委員玉川支部 副支部長
	岡崎 玲子	社会教育の関係者	今治市文化協会玉川支部（岡崎玲葉琴教室）
	別府 明美	学識経験のある者	玉川町女性団体連絡協議会 会長
	阿部 佳代	社会教育の関係者	玉川公民館登録団体 （オカリナ愛好会 CHIFFON）
	井原 文彦	社会教育の関係者	今治市青少年補導委員会玉川支部 支部長
	井出 サツミ	学識経験のある者	学識経験者
	小山田 成実	学識経験のある者	学識経験者
任期	令和7年2月24日 ～ 令和9年2月23日		

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市波方公民館

候補者	氏名	区分	備考
	手塚 準	学校教育の関係者	波方小学校長
	竹内 雅之	学校教育の関係者	北郷中学校長
	佐伯由紀子	学識経験のある者	たんぽぽ幼稚園
	土岐 友和	学識経験のある者	JA波方町支店 支店長
	青木 久子	社会教育の関係者	波方地区婦人会長
	白石しのぶ	社会教育の関係者	スポーツ推進委員
	山田 哲也	社会教育の関係者	スポーツ推進委員
	村上 唯博	学識経験のある者	文化協会波方支部長
	小林 豪	学識経験のある者	波方中央病院 理事長
	木村 信恵	学識経験のある者	波方公民館登録団体
	菊川くるみ	学識経験のある者	越智商工会波方支部女性支部長
	智内 智景	学識経験のある者	波方公民館登録団体
任期	令和7年2月24日 ～ 令和9年2月23日		

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市大西公民館

候補者	氏名	区分	備考
	前原 淳	学校教育の関係者	大西小学校長
	木村 晴彦	学校教育の関係者	大西中学校長
	小澤 ふじみ	学識経験のある者	小西保育園
	齋藤 ヒデミ	学識経験のある者	学識経験者
	森 文繪	社会教育の関係者	文化協会大西支部長 大西地区婦人会長
	神野 恵子	社会教育の関係者	大西地区婦人会副会長
	片上 文彦	学識経験のある者	大西地区老人クラブ連合会長
	越智 肇	学識経験のある者	大西地区自治会長
	八塚 哲明	社会教育の関係者	スポーツ協会大西副支部長
	伊藤 知佐代	社会教育の関係者	スポーツ推進委員会大西支部長
	西本 恭子	家庭教育の向上に資する活動を行う者	大西地区民生児童委員協議会会長
	越智 八重	家庭教育の向上に資する活動を行う者	大西地区主任児童委員
任期	令和7年2月24日 ～ 令和9年2月23日		

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市宮窪公民館

候補者	氏名	区分	備考
	柳原 郁	学校教育の関係者	宮窪小学校校長
	田窪 直樹	学校教育の関係者	大島中学校校長
	高橋 剛	家庭教育の向上に資する活動を行う者	宮窪地区民生児童委員協議会長
	村上 知津子	学校教育の関係者	今治保護司会第7分区
	阪口 リカ	社会教育の関係者	今治市連合婦人会宮窪地区婦人会長
	岡本 嘉治	社会教育の関係者	今治市文化協会宮窪支部長
	土岐 やよい	社会教育の関係者	宮窪認定こども園保護者会長
	村上 麗子	社会教育の関係者	今治市スポーツ推進員連絡協議会宮窪支部
	村上 浩一	社会教育の関係者	宮窪町青少年育成協議会長
	矢野 敏彦	社会教育の関係者	今治市スポーツ協会宮窪支部理事長
	青野 正	学識経験のある者	学識経験者
	藤井 多津子	学識経験のある者	学識経験者
任期	令和7年2月24日 ～ 令和9年2月23日		

「参 照」

社会教育法（抜すい）

（公民館運営審議会）

第 29 条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第 30 条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で
定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令

社会教育法第 30 条第 2 項の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

今治市公民館条例（抜すい）

（審議会）

第 11 条 法第 29 条第 1 項の規定により、公民館ごとに公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、公民館ごとに委員 12 人以内をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1）学校教育及び社会教育の関係者
- （2）家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （3）学識経験のある者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 特定の地位又は職により委嘱された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

資料 4

第 1 回教育委員会議案第 4 号

今治市美須賀コミュニティプラザ運営審議会委員の委嘱について

標記のことについて、今治市執行機関の附属機関設置条例第 4 条の規定により別紙の者に委嘱する。

令和 7 年 1 月 27 日提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

「理 由」
任期満了による

今治市美須賀コミュニティプラザ運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市美須賀コミュニティプラザ

候補者	氏名	区分	備考
	門岡 達也	学校教育の関係者	日吉中学校校長
	永井 睦子	学校教育の関係者	吹揚小学校事務長
	達川 輝雄	学識経験のある者	美須賀地区自治会長
	榊原 章吾	家庭教育の向上に資する活動を行う者	美須賀地区民生児童委員協議会長
	越智 千津子	学識経験のある者	美須賀地区更生保護女性会理事
	浜野 節子	社会教育の関係者	美須賀地区婦人会副会長
	河野 功	社会教育の関係者	美須賀地区青少年補導委員会支部長
	正岡 宏子	社会教育の関係者	登録団体連絡協議会会長
	白石 浩二	社会教育の関係者	今治市スポーツ推進委員美須賀支部
	豊嶋よしみ	家庭教育の向上に資する活動を行う者	美須賀地区主任児童委員
	重松 美香	社会教育の関係者	地域団体「みすかのこ」代表
	田下 明奈	社会教育の関係者	吹揚小学校PTA美須賀地区学団理事
任期	令和7年2月24日 ～ 令和9年2月23日		

「参 照」

今治市執行機関の附属機関設置条例（抜すい）

（構成）

第3条 附属機関は、それぞれ別表に掲げる定限以内の数の委員をもって組織する。

第4条 附属機関の委員は、当該機関の属する執行機関が、それぞれその定めるところにより、当該機関の担任する事項に関し、学識経験を有する者その他最も適当と認められる関係者のうちから選任する。

別表（抜すい）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項	構成の数の定限	任期
教育委員会	今治市美須賀コミュニティプラザ運営審議会	美須賀コミュニティプラザの各種事業の企画、実施についての調査、審議及び意見の答申に関する事項	12人	2年

今治市美須賀コミュニティプラザ運営審議会規則（抜すい）

（委員の構成）

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから今治市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- （1） 学校教育及び社会教育の関係者
- （2） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （3） 学識経験のある者

資料 5

第 1 回教育委員会議案第 5 号

今治市開発総合センター運営審議会委員の委嘱について

標記のことについて、今治市執行機関の附属機関設置条例第 4 条の規定により別紙の者に委嘱する。

令和 7 年 1 月 2 7 日提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

「理 由」
任期満了による

今治市開発総合センター運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市上浦開発総合センター

	氏 名	区 分	備 考
候 補 者	菅 征永	学校教育の関係者	上浦小学校長
	角尾貴裕	学校教育の関係者	大三島中学校長
	越智光也	社会教育の関係者	大三島中学校PTA会長
	高原友美	社会教育の関係者	上浦小学校PTA副会長
	赤尾道子	社会教育の関係者	今治市文化協会上浦支部支部長
	高野京子	社会教育の関係者	今治市文化協会上浦支部副支部長
	後藤 稔	社会教育の関係者	今治市スポーツ協会上浦支部支部長
	村上篤子	学識経験のある者	学識経験者
	越智俊介	学識経験のある者	学識経験者
	山路真由美	学識経験のある者	学識経験者
	金本ひろみ	学識経験のある者	学識経験者
	石井紀子	社会教育の関係者	上浦認定こども園保護者会会長
	任 期	令和7年2月24日 ～ 令和9年2月23日	

今治市開発総合センター運営審議会委員候補者名簿

館名 関前開発総合センター

	氏 名	区 分	備 考
候 補 者	青葉 茂	学校教育の関係者	岡村小学校校長
	吉野 秀雄	社会教育の関係者	岡村小学校PTA代表
	船越 清忠	学識経験のある者	今治市老人クラブ連合会 関前支部老人クラブ連合会長
	近松 安文	社会教育の関係者	関前開発総合センター事業推進会長
	山岡美和子	社会教育の関係者	関前開発総合センター 登録団体委員
	檜垣美恵穂	社会教育の関係者	関前開発総合センター 登録団体委員
	橋本 操子	社会教育の関係者	関前開発総合センター 登録団体代表
	堀内 初美	社会教育の関係者	関前開発総合センター 登録団体代表
	村上 一恵	社会教育の関係者	関前開発総合センター 登録団体代表
	加藤 正	学識経験のある者	学識経験者
任 期	令和7年2月24日 ～ 令和9年2月23日		

「参 照」

今治市執行機関の附属機関設置条例（抜すい）

（構成）

第3条 附属機関は、それぞれ別表に掲げる定限以内の数の委員をもって組織する。

第4条 附属機関の委員は、当該機関の属する執行機関が、それぞれその定めるところにより、当該機関の担任する事項に関し、学識経験を有する者その他最も適当と認められる関係者のうちから選任する。

別表（抜すい）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項	構成の数の定限	任期
教育委員会	今治市開発総合センター運営審議会	開発総合センターの各種事業の企画、実施についての調査、審議及び意見の答申に関する事項	12人	2年

今治市開発総合センター運営審議会規則（抜すい）

（委員の構成）

第2条 審議会の委員は、今治市開発総合センター条例（平成17年今治市条例第84号）

第2条の表に掲げる今治市吉海開発総合センター、今治市上浦開発総合センター及び今治市関前開発総合センターごとに、次に掲げる者のうちから今治市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- （1） 学校教育及び社会教育の関係者
- （2） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （3） 学識経験のある者

今治市立夢づくり調理場における調理・洗浄業務等委託の
契約候補者決定について

標記のことについて、令和 6 年 11 月 12 日に開催した第 3 回調理洗浄業務等受託事業者選定審議会により、契約候補者を以下のとおり選定しました。

契約候補者 株式会社メフォス
所在地 東京都港区赤坂 2 丁目 23 番 1 号
代表者 代表取締役 長江 孝之

提案見積額 257,137,100 円 (税込み)

〈参考〉

単年度見積額

年度	見積額 (税込み)	提案限度価格 (税込み)
令和 7 年度	82,243,700 円	83,707,800 円
令和 8 年度	85,776,900 円	86,636,000 円
令和 9 年度	89,116,500 円	89,624,700 円
計	257,137,100 円	259,968,500 円

事業者概要

・会社規模

会社設立 1962(昭和 37)年 6 月 19 日
資本金 1 億円
売上高 598 億 98 百万円 (2024 年 3 月)
従業員数 16,840 人 (正社員 11,337 人、パート等 5,503 人) (2024 年 4 月)
事業所数 事業部 17 か所、事務所 31 か所
愛媛県内：愛媛事務所 (松山市)

・学校給食実績

受託件数 約 500 件
うち 愛媛県 4 件 今治市立夢づくり調理場 (H27. 4～)
松山市味生学校給食共同調理場 (H23. 4～)
松山市北条学校給食共同調理場 (H26. 4～)
愛媛大学教育学部附属学校 (H27. 4～)

今治市立夢づくり調理場調理・洗浄業務
事業者選定結果

「今治市立夢づくり調理場調理・洗浄業務」の委託事業者選定結果は、次のとおりです。

1 業務名

今治市立夢づくり調理場調理・洗浄業務

2 契約期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

3 選定した契約候補者の名称

株式会社メフォス

4 契約金額

257,137,100円（予定）※税込み

5 選定の経緯及び結果

参加資格要件を満たした4者から企画提案書の提出があり、第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）を実施した最終結果は、次のとおりでした。

（満点：500点）

提案者	株式会社メフォス	A社	B社	C社
評価点	459.1点	440.3点	411.7点	434.6点

6 担当課

今治市教育委員会事務局 学校給食課

今治市立夢づくり調理場 調理・洗浄業務等委託事業 公募型プロポーザル選定結果及び講評

今治市学校給食調理場調理洗浄業務等受託
事業者選定審議会長

今治市学校給食調理場調理洗浄業務等受託事業者選定審議会（以下「選定審議会」という。）は、今治市立夢づくり調理場 調理・洗浄業務等委託事業に関して、評価基準に基づき、提案内容等の審査を行いましたので、選定結果及び講評をここに報告します。

今治市学校給食調理場調理洗浄業務等受託事業者選定審議会

・会長、副会長、他委員 3 名

選定までの経緯

令和 6 年 6 月 27 日	第 1 回調理洗浄業務等受託事業者選定審議会
7 月 16 日	募集要項等の公表
8 月 29 日	参加表明書の提出期限
9 月 30 日	企画提案書の提出期限
10 月 22 日	第 2 回調理洗浄業務等受託事業者選定審議会
11 月 12 日	第 3 回調理洗浄業務等受託事業者選定審議会

審査の概要

1 第 1 回選定審議会

- (1) 会長、副会長を選任した。
- (2) 今治市立夢づくり調理場調理・洗浄業務等委託の募集要項及び仕様書について審議した。
- (3) 今後の審議会スケジュールを調整した。

2 参加資格審査

参加表明書及び関係書類について、4 者から提出があり、参加資格を有していることを確認した。

3 企画提案書審査

参加資格を有する 4 者（以下「参加者」という。）から企画提案書類が提出され、募集要項の指定どおりに提出書類が揃っていること、また見積金額が見積限度額の範囲内であることを確認した。

4 第 2 回選定審議会

- (1) 審査の進め方について
審査の手順及び方法について確認を行った。
- (2) 第 1 次審査（書類審査）
参加者から提出された企画提案書の内容について、評価基準に基づいて審査した。

5 第3回選定審議会

(1) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

参加者によるプレゼンテーション及び参加者へのヒアリングを基に審査を行い、書類審査の評価を再評価するとともに、プレゼンテーション等の内容で加減点して審査した。

(2) 契約候補者の選定

審査の結果、最高得点を挙げた株式会社メフォスを、契約の目的を達成できるものであると判断し、契約候補者として選定した。

講評

本事業は、今治市の学校給食の更なる充実を図り、将来にわたって安心安全でおいしい給食を持続的に提供するために実施する事業です。

選定審議会は、令和6年6月から3回の審議を実施し、評価基準に基づき、適正な審査を行い、最終的な結果を得ました。

本プロポーザルには、4社の参加がありました。各社から提出された企画提案は、それぞれの強みを生かし工夫を凝らした内容でありながら、食品を取り扱うことに対する安全面や衛生面にも配慮されたものでありました。その中でも総合評価の高かった株式会社メフォスを契約候補者として選定しました。

今治市教育委員会及び選定された契約候補者には、本事業を円滑に実施するよう期待します。さらに契約候補者には、以下の事項に十分配慮して本事業を実施するよう要望します。

- ・安心安全でおいしく温かい給食を提供するために、企画提案した内容に沿って、アレルギーや衛生管理等の各種対応のほか、日々の研鑽に努め、事故のないよう業務を確実に実施すること。
- ・これまでの実績と経験を活かし、地元の人材を育て、長期的な雇用につながるよう努めること。

令和6年12月5日